

障害福祉サービス利用における共通認識

1) 支援の質の向上を図るための協働

○奄美地区地域自立支援協議会に参加し、事業所サービスの提供における、支援の質の向上に努める。

各事業所単位での研修実施だけでなく、地域内の研修や事例検討会等への積極的な参加を事業所職員にも勧め、地域内の他の事業所や関係機関との協働、連携も含めた支援の質の向上に努めましょう。

2) 各事業の地域における課題等について話し合う「部会」への参加

○それぞれの事業所が該当する部会へ、積極的に参加する。

協議会では「ピア部会」「相談支援部会」「子ども部会」「就労支援部会」「精神部会」「地域移行支援部会」「権利擁護部会」の7つの部会が課題に合わせて定期的に話し合う場を設けています。それぞれに積極的に参加して、地域課題の共有や解決に努めましょう。

3) 協議会ホームページ活用に向けた、事業所情報等の情報提供

○地域の資源情報として協議会ホームページへの事業所情報提供などの協力。

地域の資源情報として、サービス情報シートの提出や、協議会 HP への情報提供にご協力をお願いいたします。

4) 福祉サービス利用における支援者の適正なかかわり

○自事業所以外の利用者個人に対する直接的な連絡は原則行わない（事業所への勧誘など）

- ・新規利用（事業所変更含む）に関しては、原則として相談支援専門員の作成するサービス等利用計画に基づいた行政の支給決定を受けてサービス利用がはじまります。
- ・利用者個人より利用の間合わせが事業所に直接あった場合は、必ず担当の「相談支援専門員」を確認し、相談支援専門員経由で連絡していただくようにしてください。
- ・自事業所の利用者以外の方と個人的に連絡をとることで、周囲の誤解を招く原因となる上に担当の相談員等と自立に向けてサービス等利用計画に基づく支援を積み重ねている利用者自身の「不安感が増える」「自立に向けた意欲を削いでしまう」など不安定な状況に陥ってしまう懸念もあるため行わないようにしましょう。

※担当の利用者以外からの相談については、基本的にぴあリンク奄美を紹介してください。

※地域全体で、利用者さんの自立に向けた支援のための連携を心掛けましょう。

奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町



【お問合せ先】

奄美地区地域自立支援協議会 事務局

奄美地区障がい者等基幹相談支援センター

(ぴあリンク奄美)

TEL : 0997-69-4061

FAX:0997-69-4062